

(別添3)

日立市総合防災情報システム整備等業務 審査実施要領

1 選定方法

- (1) 第一次審査
書類審査（企画提案書等）の審査を行う。
- (2) 第二次審査
第一次審査で選定された者を対象に、プレゼンテーション審査を行う。
- (3) 優先交渉権者候補者等の選定
第一次審査と第二次審査の評価点を合計した評価点（以下「総合評価点」という。）が高い順に、優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者を選定する。

2 第一次審査（配点720点）

以下の審査項目について、「日立市総合防災情報システム整備等業務プロポーザル審査委員会」の各審査委員が以下の書類審査を行い、上位3位を選定する。

ただし、各審査委員の第一次審査の評価点の平均が500点（配点のおおむね70%）に満たない者は、第二次審査の対象外とする。

(1) 企画提案書審査（配点400点）

- ア 審査対象
企画提案書
- イ 審査方法

以下の項目を評価・採点する。

項目	配点（点）
① システムの概要及び特徴	20
② 拡張性	20
③ 導入実績	40
④ 本市への導入方針	30
⑤ システム全体図	20
⑥ システム機能要件	140
⑦ システム非機能要件	30
⑧ 開発要件	10
⑨ 操作研修要件	10
⑩ 調達機器要件	10
⑪ 運用保守要件	30
⑫ 追加提案	40

(2) 機能要件審査 (配点220点)

ア 審査対象

機能要件一覧表兼回答表

イ 審査方法

機能要件への対応状況に応じて、以下のとおり採点する。

【配点基準】

(ア) 必須項目の配点基準

回答	対応区分	配点 (点)
○	標準仕様で対応可能	2
△	代替案で対応可能	1
×	対応不可、見積もり外のカスタマイズが必要	失格

※ △の場合、備考欄に記入された内容が「○」に相当する場合2点

(イ) 希望項目の配点基準

回答	対応区分	配点 (点)
○	標準仕様で対応可能	3
△	代替案で対応可能	2
×	対応不可、見積もり外のカスタマイズが必要	0

※ △の場合、備考欄に記入された内容が「○」に相当する場合3点

(3) 価格審査 (配点100点)

ア 審査対象

提案価格見積書

イ 審査方法

適切な積算に基づいており、不備がないことを確認し、以下の方法で採点する。

(ア) 価格は導入経費及び保守管理費 (年額) を対象とする。

(イ) 評価方式は以下の計算とする。

a 導入経費

採点基準割合 = 導入経費見積額 / 提案上限額 × 100 (小数点以下切捨て)

b 保守管理費

採点基準割合 = 保守管理費見積額 / 導入経費見積額 × 100 (小数点以下切捨て)

(ウ) 導入経費 50 点、保守管理費 50 点を配分点上限とし、採点基準割合に応じて下表のとおり配点する。

a 導入経費

評価	配点(点)
提案上限額の90%以下	50
〃 93%以下	45
〃 96%以下	40
〃 99%以下	35
〃 100%	30

b 保守管理費

評価	配点(点)
導入経費見積額の15%以下	50
〃 16%以下	45
〃 17%以下	40
〃 18%以下	35
〃 19%以上	30

3 第二次審査（配点180点）

第一次審査で選定された者によるプレゼンテーション及びデモンストレーションについて、各審査委員が以下の項目を評価・採点し、その合計点を総合評価点とする。

項目	配点（点）
① 取り組み体制	10
② 提案システムの概要と特徴	10
③ 実災害時における運用実績	25
④ 現状認識と導入方針	15
⑤ デモンストレーション	60
⑥ 保守管理業務運用保守体制 ・ 平常時の運用保守 ・ 大規模災害発生時の運用保守	25
⑦ 追加提案	25
⑧ プレゼンテーション全体	10

※ プロジェクターおよびHDMI ケーブル、スクリーンは市で用意するが、パソコンなどその他必要な機器は提案者が用意すること。

4 優先交渉権者決定に関する特記事項

(1) 提案者が1者の場合の取り扱い

ア 第一次審査を実施し、総合評価点が500点（配点のおおむね70%）以上の場合、第二次審査を実施する。

イ 総合評価点が630点（配点のおおむね70%）以上になった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(2) 総合評価点が同点の場合の取り扱い

ア 当該提案者それぞれの第二次審査の評価点が異なる場合、第二次審査の評価点が高い者から順に優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

イ 当該提案者それぞれの第二次審査の評価点が同じ場合、第一次審査における「企画提案書」の評価点が高い者から順に優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

ウ 当該提案者それぞれの第二次審査の評価点および「企画提案書」の評価点と同じ場合、「機能要件」の評価点が高い者から順に優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

以上